

令和7年3月

水田活用の直接支払交付金に関するお知らせ

「5年水張りの要件」見直しの検討について

現在5年間に一度も水張りが行われていない農地については水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外されることとされていますが、令和7年1月に農林水産省より水田政策の方向性の見直しが示され、令和9年度以降については、「5年水張りの要件」を求めることが検討されているところです。

現 行

5年間（令和4～8年度）に一度も水張り（水稻作付）が行われていない農地は、令和9年度以降交付金の対象とならない。

・水張りの考え方

水張りは、水稻作付けにより確認することを基本とする。

ただし、以下の全てに該当する場合は水張りを行ったとみなす。

- ①湛水管理を1か月以上行う
- ②連作障害による収量低下が発生していない

見直し検討案

令和9年度以降は「5年水張りの要件」を求めるない

※現行の水田活用の直接支払交付金の令和7年、8年の対応として連作障害を回避する取組を行った場合、水張りをしなくても交付対象とする。

上記の見直し検討案は令和7年3月4日時点の情報であり、今後変更される可能性もあります。

本件につきましては、国からの正式な決定があり次第、改めて周知させていただきます。

米原市農業再生協議会事務局（米原市農政課）

TEL:0749-53-5141

Mail:nosei@city.maibara.lg.jp